

三重県臨床心理士会 役員選挙実施要領

前文【設置の経緯】

平成23年度本会総会(以下、「総会」)時に、役員(理事および監査役)選出に関する選挙のあり方に大幅な変更がなされました。それに伴い、本会の規約ならびに選挙細則にも改定があり、それは次の3点です。

- ①二段階の選挙制：予備選挙(以下、「一次選挙」)と本選挙(以下、「二次選挙」)の構成化
- ②同点得票者の扱いおよび次点者選定の明確化
- ③三役(会長・副会長・事務局長)の理事互選化

そこでこの変更実態に沿うように、選挙にかかる手続きをあらためて示す必要があると考え、下記のように役員選挙実施要領(以下、「実施要領」)を定めるものとなりました。

第一条【実施根拠】

三重県臨床心理士会規約第六条の定める、役員選挙を適正に実施するために、この実施要領を定める。

第二条【選挙の要請】

役員選挙が必要となったとき、理事会は事務局に選挙の実施を要請する。

第三条【選挙管理委員長および選挙管理委員】

(1)事務局長は、選挙管理委員長(以下、「委員長」)に、選挙管理委員会(以下、「委員会」)を組織するように依頼する。また、委員長は、事務局長が任命するものとするが、当面の間、現任監査役が委員長を兼務する。

(2)委員長は、若干名の選挙管理委員(以下、「委員」)を会員から任命する。また、理事会は、委員長からの要請があった場合、委員の選出には最大限の協力をすべきものとする。

第四条【委員会の立ち上げ】

(1)委員会は、新たな理事が就任する総会の年度(通常は総会は8月)の2月初旬までに立ち上げるものとする。

(2)事務局長は、選挙実施を会長名で「公示」し、会員に周知するものとする。

なお、公示とは郵送を原則とし、ホームページ掲載等を補助的に行う方法のこととする。

第五条【委員会の業務】

委員会は下記の業務を行う

- ①選挙実施日程等の確定と公示
- ②選挙台帳の作成と公示
- ③選挙の実施と開票結果の確定
- ④選挙結果の公示および通知

第六条【選挙体制】

選挙では、一次選挙と二次選挙を行う。

(1)一次選挙では、理事となるために二次選挙に選ばれた者（以下、「理事候補者」）および総会にて監査役となる者（以下、「監査役内定者」）1名とを選出する。

(2)二次選挙では、本条第一項の理事候補者を被選挙人として投票する。

第七条【選挙・被選挙権】

(1)選挙権は、第五条第一項第二号による選挙台帳に記載された正会員が有する。

(2)一次選挙の被選挙権は、会員としての在籍期間が2年以上の者とし、二次選挙の被選挙権は一次選挙によって選出された者とする。

第八条【定数】

役員の定数は本会規約第六条の定めるところにより、次の通りとする。

理事 13名 監査役 1名

第九条【一次選挙の公示と投票用紙の送付】

(1)委員会は、2月下旬までに、会員に対して一次選挙の公示を行い、投票用紙を郵送にて送付する。

(2)投票用紙は事務局にある様式を使用するものとし、13名連記の理事候補者用用紙ならびに1名記入の監査役内定者用用紙とからなる。

第十条【一次選挙の締め切りと開票行為】

(1)一次選挙用の投票用紙は、所定の会員全戸に郵送するものとし、2月下旬までに送付した後、およそ2週間を目安に投票の締め切り日とする。会員が復送した郵便の消印日が、締め切り日である場合は有効とする。

(2)委員会は、締め切り日以降のなるべく早期に一次選挙の結果を取りまとめ、3月中旬をめぐり、その結果を委員長名で会員に公示し、併せてホームページにも掲載するものとする。

第十一条【得票の判断】

当選者の確定は得票順位による。ただし次の場合はこの限りでない。

①同点得票の場合、臨床心理士登録番号の数値の少ない登録者をもって、これにあてる。

②確定にあって欠員が生じた場合は、次点者をあてる。

第十二条【一次選挙結果の報告および役員選定のための措置】

(1)第十条による一次選挙結果は、理事候補者と監査役内定者のそれぞれを、得票上位から降べきに、得票者全員とその得票数を一覧するものとする。この一覧は、欠格要件や役員就任の辞退有無に関係なく、投票された全ての者を一覧表示する。この一覧表は速報の意味合いとして用い、正式な二次選挙人名簿は後に公示する。

(2)一次選挙確定後、およそ1ヶ月の間に、委員会は得票上位者から順に、二次選挙名簿作成のため

の理事候補者と監査役内定者の決定を行うよう、欠格要件および辞退の有無を確認するものとする。しかる後に欠格要件者・辞退者を除いて、理事候補者は上位21名、監査役内定者は1名とし、これをもって二次選挙名簿とする。

第十三条【理事候補者と監査役内定者の得票が重なった者の取り扱い】

仮に理事候補者の上位21名に選ばれており、その者が監査役内定者にもなっている場合、原則として理事候補者になることを第一義とする。この場合は、監査役内定者には次点者が繰り上がることとする。

但し、意向確認にて、その者が強く監査役を希望するときは、そちらを優先する。

第十四条【役員の子退について】

理事および監査役のいずれも、その就任を辞退できるのは一次選挙後の意向確認までとし、二次選挙に入って以降の辞退は、原則として認められないものとする。

第十五条【二次選挙の公示と投票用紙の送付】

委員会は、4月中に第十二条第二項で作成した二次選挙名簿を公示し、併せて投票用紙を送付する。

なお、公示の方法については第四条に準じ、総会にて理事となる者(以下、「理事内定者」)を決定する。また、投票用紙は4名連記の理事内定者用紙とする。

第十六条【二次選挙の締め切りと開票行為】

(1)二次選挙用投票用紙は、所定の会員全戸に郵送するものとし、4月中に送付した後、およそ2週間を目安に締め切り日とする。また、この締め切り日の扱いは第十条と同様とする。

(2)二次選挙の開票と結果の取りまとめの確定後、第十二条での監査役内定者と併せて会員に公示し、この手続きをもって次期役員が全て内定したと見做す。

第十七条【二次選挙結果の公示および理事内定者への通知】

二次選挙結果は、公示に併せてホームページ等にも掲載し、理事内定者を明記した上で、全ての理事候補者の得票数を一覧表示する。加えて、理事内定者および監査役内定者には、別添で内定の旨を通知するものとする。

第十八条【委員会の解散】

委員会は、第十七条に基づく理事内定者・監査役内定者決定の公示後に、委員会解散の旨を事務局長に届け出て、その受諾があった時点で解散とする。

なお、委員会の解散の届け出は委員長が行う。また、委員長と委員は、委員会の解散後も、選挙中に知り得た個人情報や開票行為に生じた内容について、口外・漏洩することは厳に禁ずるものとする。

第十九条【理事内定者と現任理事との引き継ぎ】

理事内定者の公示後、直近の理事会にて、新旧合同理事会を開催し、情報共有および事務引き継ぎを行うものとする。

なお、この新旧合同理事会開催の事務責任は現任会長にあるものとする。

第二十条【役員決定と就任】

理事内定者および監査役内定者は、第四条にて予定されている該当年度の総会時に、会員からの承認を得て、理事および監査役となる。

第二十一条【補欠選挙ならびに補充選挙の取り扱い】

(1) 役員が任期中に欠けた場合の補欠選挙は、規約第八条第二項を原則とする。補欠選挙実施の場合は、この実施要領の第十一条を準用し、当該選挙の次点者が繰り上がるものとする。

(2) 役員を追加すべき必要が生じた場合の補充選挙は、この実施要領を援用して、その日程やスケジュールを調整することを基本とする。

但し、個々の事情がある場合は、実施要領の定めによらず、理事会にてその方法や日程は決定することとする。

第二十二条【選挙細則について】

本会の選挙細則は、この実施要領に包含されているため、この実施要領の適用後は廃止するものとする。

【補則】

上記の実施要領に関することとして、具体的タイムスケジュールの例を以下に示すので、参照されたい。

(第四条関係)

●選挙管理委員会の組織

⇒役員改選のある総会年の2月初旬

(第九条関係)

●一次選挙の公示と投票用紙送付

⇒2月下旬

(第十条関係)

●一次選挙投票の締め切り

⇒投票用紙送付から2週間後

●一次選挙結果の公示

⇒3月中旬に公示

(第十二条関係)

●理事候補者・監査役内定者の選定期間

⇒一次選挙結果公示から1ヶ月間

(第十五条関係)

●二次選挙被選挙人名簿作成

⇒一次選挙結果公示の直後から

●二次選挙の公示および投票用紙送付

⇒4月中

(第十六条関係)

●二次選挙の締め切り

⇒投票用紙送付から2週間後

●二次選挙結果の公示(役員内定者の決定)

⇒5月中旬(ゴールデンウィーク明け)

(第十八条関係)

●選挙管理委員会の解散

⇒役員内定者の公示後

(第十九条関係)

●新旧合同理事会

⇒6月時の理事会を原則

(第二十条関係)

●役員(理事および監査役)の決定と就任

⇒8月の総会時

(附則)

この実施要領は、2012年7月29日に発効する。